

習志野市子育て支援先端企業認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を習志野市（以下「市」という。）が認証し、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業の仕事と子育ての両立支援への自主的な取り組みを促進し、もって子育て・子育てを地域（みんな）でささえるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、企業とは、市内に本社登記があり、市内において事業活動を行う「常時雇用する労働者の数が100人以下」の法人をいう（国及び地方公共団体を除く。）。

(認証制度)

第3条 市長は、企業における子育てしやすい職場環境づくりを促進するため、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を認証する。

(申請)

第4条 前条の認証を受けようとする企業（以下「申請企業」という。）は、「子育て支援先端企業認証申請書」（別記様式第1号）に一般事業主行動計画の写し、千葉労働局に提出した一般事業主行動計画策定届の写し、その他の必要な書類を添付し、市長に申請するものとする。

(認証基準)

第5条 市長は、申請企業のうち、次に掲げる要件をすべて満たす企業を「子育て支援先端企業」として認証するものとする。

- (1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第3項に基づき、一般事業主行動計画を策定し、千葉労働局に届け出ていること。
- (2) 一般事業主行動計画の策定内容に、労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備に関する項目があること。
- (3) 一般事業主行動計画策定後、同計画を労働者に周知し、実践していること。
- (4) 社会通念上、認証するに相当でないと認められる事由がないこと。

(審査)

第6条 市長は、申請書の書類審査を行った上で、申請企業に対し、申請後概ね1ヶ月以内に、取り組み内容についてヒアリング調査を実施するものとする。

(認証)

第7条 市長は、申請企業が第5条の認証基準を満たすと認められる場合は、当該申請企業を認証するものとする。

2 市長は、前項の規定により認証した場合は、申請企業に「子育て支援先端企業認証書」(別記様式第2号。以下「認証書」という。)を交付するとともに、認証した企業名、認証番号、認証年月日、取り組み内容等、認証の概要について市のホームページ等に掲載し、広く周知を図るものとする。

3 第1項の認証及び前項の規定による周知は、申請後概ね2ヶ月以内に実施するものとする。

(取り組み状況の報告)

第8条 前条第1項の認証を受けた企業(以下「認証企業」という。)は、2年に1度、認証を受けた月の翌月末までに、取り組み状況を「子育て支援先端企業認証取り組み状況報告書」(別記様式第3号)により、市長に報告しなければならない。

(変更の届出)

第9条 認証企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に「子育て支援先端企業認証変更届出書」(別記様式第4号)により市長に届け出るものとする。

(1) 企業の名称

(2) 企業の住所

(3) 代表者の氏名

(認証の辞退)

第10条 認証企業は、第2条に定める企業の要件を満たさなくなったとき、第5条に定める認証基準を満たさなくなったとき、仕事と子育ての両立支援に取り組んでいないとき、又は認証継続の意思を失ったときは、速やかに「子育て支援先端企業認証辞退届出書」(別記様式第5号)に認証書を添えて、市長に提出するものとする。

(認証の取消し)

第11条 市長は、認証企業が認証企業として適当でなくなったと認めるときは、当該認証を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認証を取り消す場合は、「子育て支援先端企業認証取消通知」(別記様式第6号)により、認証企業にその旨を通知するものとする。

3 認証の取り消しを受けた企業は、速やかに認証書を市長に返納するものとする。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、次世代育成支援対策担当課が所掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。